

2025年度の
主要事業の報告
(2月号より
続く)



【制度の拡充】

★子どもの医療 費助成が拡充

党議員団と市民が長
年要求し、市長の公約で
もある18歳までの医療
費の無料化が拡充され、
2025年7月から実
施されます。(下図)

★立花・小田中学 校の体育館に空 調設備を設置へ

近年の猛暑で、学校体
育館に空調設備の設置
を求める声が全国的に
あがる中、立花中学校、
小田中学校の体育館に
空調設備の設計工事が
開始されます。(202
5年度中完成見込み)

通院にかかる医療費の
助成対象等を拡充

①高校3年生※(18歳到達後最初の3月末日)まで助成対象

※高校等に通っていない場合も対象

②小学1年生～中学3年生の一部自己負担額を軽減

	R4. 7～R5. 6			R5. 7～R7. 6			R7. 7～		
	通院			通院			通院		
高校3年	対 象 外			対 象 外			自己負担 なし ①	自己負担 800円 ①	自己負担 800円 ①
高校1年	自己負担 なし			自己負担 なし			自己負担 なし		
中学3年									
中学1年									
小学6年									
小学4年	自己負担 400円			自己負担 400円			自己負担 400円 ②		
小学3年	自己負担 800円			自己負担 800円			自己負担 なし		
小学1年	自己負担 なし			自己負担 なし			自己負担 なし		
就学前									
1歳	自己負担 800円			自己負担 なし			自己負担 なし		
0歳	自己負担 なし			自己負担 なし			自己負担 なし		
所得区分	低所得者	所得割額 23万5千円 未満	所得割額 23万5千円 以上	低所得者	所得割額 23万5千円 未満	所得割額 23万5千円 以上	低所得者	所得割額 23万5千円 未満	所得割額 23万5千円 以上
	… R4 拡充部分			… R5 拡充部分			… R7 新規拡充部分		

※自己負担の金額は、1医療機関等あたり1日の上限金額で、月2回までの負担

※所得割額は保護者と扶養義務者の合計で算出

※低所得者とは保護者と扶養義務者のいずれもが非課税で年金収入を加えた所得が80万円以下

【市民へ犠牲 転嫁】

★一般家庭の ごみ収集の民 間委託拡大へ

ごみ収集の外部
委託割合を76%か
ら85%に引き上げ
るとともに、直営の
ごみ収集車22台を
5台減らし、17台
に。災害時等に迅速
な対応を求められ
ることに逆行する
ものです。

★市民負担の 拡大

《小学校給食 費の保護者負 担が引上げ》

食料費の高騰に
伴い今年度、給食費
1食あたり240
円が272円と32

円引上げ、上がった
分を公費で全額負担
していたのが、来年
度は半額に縮減され
保護者負担額が1食
16円増額に。

《児童ホー 成料(保育の 見直し》

育成料と延長料の
減免の計算をする際
の市民税所得割額の
判定基準を、これま
での税額控除後か
ら、税額控除前に変
更されることで一部
の世帯で値上げに。

《生涯学習プ ラザ等の使用料 の引上げ》

市内生涯学習プラ
ザ・すこやかプラザ
の使用料、社会体育
館の使用料、弥生が
丘斎場の使用料が引
き上げられること
に。